

高知県定時制通信制教育振興会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県定時制通信制教育振興会補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は高等学校教育を振興するため、高知県高等学校定時制通信制教育振興会(以下「補助事業者」という。)が行う事業(以下「補助事業」という。)に直接要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

(申 請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、補助金の交付を受けようとする補助事業者は別に定める日までに、別記第2号様式及び別記第3号様式を添付のうえ、各1部を高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。

(交付の決定)

第5条 教育長は前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、補助金交付先に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、

物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 教育長は、補助事業者が前条各号に掲げるいずれかに該当すると認めたとときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 教育長は、理由のいかんを問わず、補助事業が中断、放棄等によって事業完了に至らない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業者は、補助事業の内容及び経費の変更をしようとする場合（ただし、補助金の20パーセント以内の減額又は経費の配分の変更については、この限りでない。）は、事前に別記第4号様式による事業内容変更申請書に収支予算書（別記第5号様式）を添付して教育長に提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第4号様式により教育長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、第5条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (6) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告書及び関係書類は、別記第6号様式から別記第8号様式までによるものとし、補助事業の完了後30日以内又は翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに教育長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条第6号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、前条第6号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第9号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第9条 教育長は、前条第1項の実績報告書の提出があった場合において、当該報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、確定した補助金の額が、第5条の規定により通知した補助金の交付決定額と同額である場合は、前項の通知を省略することができる。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助事業についてその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第6条、第8条第3項、第10条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 4 条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

補助対象事業、補助対象経費及び補助率一覧表

補助対象事業	補助対象経費	補助率
<p>高知県高等学校定時制通信制教育振興会が行う定時制通信制教育の普及と研究に関する事業</p>	<p>事業の実施に必要な以下の経費</p> <p>報 償 費 旅 費 消 耗 品 費 印刷製本費 通信運搬費 手 数 料 使用料及び賃借料 負担金及び交付金</p>	<p>定 額</p>

令和 年 月 日

高知県教育長 様

住 所

氏 名

（生年月日： 年 月 日）

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条第1項の規定により下記のとおり令和 年度高知県定時制通信制教育振興会補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
- 3 県税の納付等について(該当するものに☑をしてください。)
 - 県税の納付について滞納がないため「納税証明書」を添付します。
(※県税事務所が発行する「納税証明書」を添付してください。)
 - 県税の納付義務はありません。
 - その他（下記に事由を記載してください。)

令和 年度高知県定時制通信制教育振興会補助事業計画書

区分	事業項目	事業内容等			金額
		年月	内容	場所	
補助対象経費					
	小計				
その他					
	小計				
合計					

収 支 予 算 書

収入の部

単位：円

科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

支出の部

単位：円

事業区分	科 目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備 考
				増	減	
補助対象事業						
	小 計					
	その他の事業					
小 計						
合 計						

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

所在地

氏 名

令和 年 月 日

高知県教育長 様

住 所

氏 名

事業内容変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた令和 年度高知県定時制通信制教育振興会補助事業について、別紙のとおり内容を一部変更（中止・廃止）したいので高知県定時制通信制教育振興会補助金交付要綱第7条第1号（第3号）の規定により承認して下さるよう申請します。

別 紙

1. 事業計画書
2. 収支予算書
3. 事業内容変更（中止・廃止）理由書

令和 年度高知県定時制通信制教育振興会補助事業内容変更(中止・廃止)理由書

事業変更内容及びその理由	
変更前	変更後
変更(中止・廃止)理由	

収 支 予 算 書

収入の部

単位：円

科 目	変更前 予算額	変更後 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

支出の部

単位：円

事業区分	科 目	変更前 予算額	変更後 予算額	比較増減		備 考
				増	減	
補助対象事業						
	小 計					
	その他の事業					
小 計						
合 計						

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

所在地

氏 名

令和 年 月 日

高知県教育長 様

住 所

氏 名

補助金実績報告書

令和 年 月 日付け第 号により補助金の交付を受けた令和 年度高知県定時制
通信制教育振興会補助事業の実績について高知県補助金等交付規則第11条第1項の規定により、
関係書類を添えて別添のとおり報告します。

記

添付書類

1. 事業実績概要
2. 収支決算書
3. 事業終了日 令和 年 月 日

令和 年度高知県定時制通信制教育振興会補助事業実績概要

区分	事業項目	事業内容等			金額
		年月日	内容	場所	
補助対象経費					
	小計				
その他					
	小計				
合計					

収 支 決 算 書

収入の部

単位：円

科 目	本年度 決算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

支出の部

単位：円

事業 区分	科 目	本年度 決算額	本年度 予算額	比較増減		備 考
				増	減	
補助 対象 事業						
	小 計					
その 他の 事業						
	小 計					
合 計						

上記のとおり相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住 所
氏 名

令和 年 月 日

高知県教育長 様

住 所

氏 名

令和 年度消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け第 号で交付の決定があつた令和 年度高知県定時制通信制教育振興会補助金について、同補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-------------------------|---|---|
| 1 | 令和 年 月 日付け 第 号による交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

添付書類

内訳資料その他参考となる資料